

総合支所中心の組織・執行体制の充実策
～区役所・支所改革の総仕上げを目指して～

平成20年11月14日
区役所改革推進本部

1 趣旨

平成18年4月、区は、「区民に信頼され、区民の身近にあり、区民の誇りを創造する区政」を実現するものとして「区役所・支所改革」をスタートさせました。この「総合支所中心の組織・執行体制の充実策」は、改革から3年目の節目を迎えた今、この間にもたらされた様々な成果や効果を踏まえ、総合支所が持つ区域における課題解決及び身近な区民サービスの拠点としての機能を更に充実させ、改革の総仕上げを目指して取りまとめたものです。

2 充実策の取りまとめまでの経過

区役所改革推進本部では、次の取組を総合的に行い、得られた結果等をこの充実策の取りまとめにつなげています。

【合意形成】	
・区役所改革会議 第1回から第8回まで開催	7月～11月
・総合支所協議会 第1回から第8回まで開催	7月～11月
【活動等】	
・総合支所全課長との意見交換	4月
・区民参画組織及びNPO等に対するアンケート調査	5月～6月
・区役所・支所改革の検証及び意見交換（総合支所）	5月～6月
・区役所・支所改革の検証及び意見交換（支援部等）	6月～8月
・充実策素案の策定	7月18日庁議
・課題検討チームにより45項目にわたる課題を検討	7月～9月
・素案に対する区民意見の募集	7月～8月
・職員に対するアンケート調査	7月～8月
・総合支所全課長との意見交換	9月
・充実策中間案の策定	9月24日庁議
・中間案に対する区民意見の募集	10月
・町会長等に対するアンケート調査	9月～10月

3 充実策のポイント

充実策の取りまとめに際してのポイントは次のとおりです。なお、各組織の名称については、区民から見た分かりやすさを第一義とし、その名称の見直しを行っています。

◆ポイント1
政策立案分野と協働支援分野との連携及び地域における課題解決機能のより一層の充実・強化を図ります。
◆ポイント2
総合支所に新たに担当課長を置き、地域事業の定着を図るほか、地域ごとに取り組んでいる各種事業やまちづくりの推進を図ります。
◆ポイント3
総合支所内の管理調整機能を担う課を明確にし、当該課長を副総合支所長に位置付け、総合支所の体制強化を図ります。

4 充実策の内容等

（1）総合支所内組織の再編整備（平成21年4月）

総合支所内組織については、3課1担当課長の体制を新機軸として、総合支所長の補佐機能や総合支所内の管理調整機能を明確にするとともに、政策立案分野と協働支援分野との連携を強化し、地域における課題解決機能の充実・強化を目指します。このため、別紙1から別紙3までのとおり平成21年4月に再編整備することとし、その主な内容及び趣旨は次のとおりです。

①協働推進課の設置

地区の政策形成、地域事業の推進、街づくり相談、地域振興、町会等の支援、土木施設の維持管理等を担います。課内の組織は、「地区政策係」「まちづくり推進担当」「活動推進係」及び「土木係」の3係1担当とします。なお、芝浦港南地区総合支所協働推進課については、「台場担当」を設置し、台場地域における協働推進課の事務の窓口とします。

再編整備の趣旨

【地区政策係及び活動推進係の連携体制の確保】

- ・現行の活動推進係と地区政策担当とを同一課に属させることにより、活動推進係が有する迅速な課題対応機能と地区政策担当が有する政策立案機能との有機的連携を強化します。
- ・双方が担っている区民参画や町会・自治会に対する支援の連携を深めることにより、区民協働の一層の推進と定着を図ります。

【まちづくり推進担当の新設】

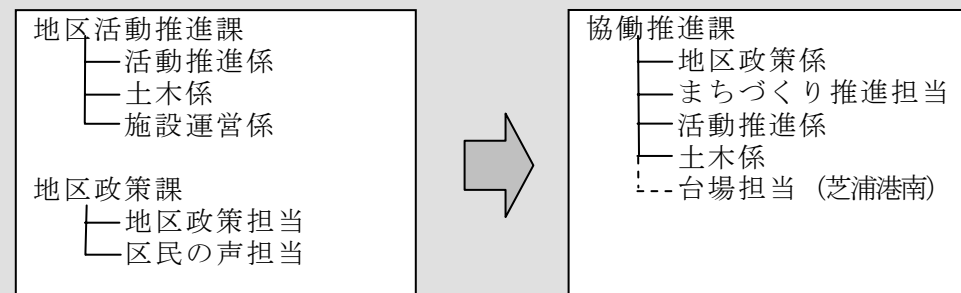
- ・総合支所独自の地域事業の定着を図るほか、地域ごとに取り組んでいる各種事業やまちづくりの推進を図ります。

【土木系の機能強化】

- ・現行の所掌事務に街づくり相談等に対する支援業務を加え、まちづくり推進担当との円滑な連携を図ります。

【台場担当の新設（芝浦港南地区総合支所）】

- ・台場地域における協働推進課の事務事業の連絡調整を行うほか、同地域における行政サービスの着実な推進を図ります。

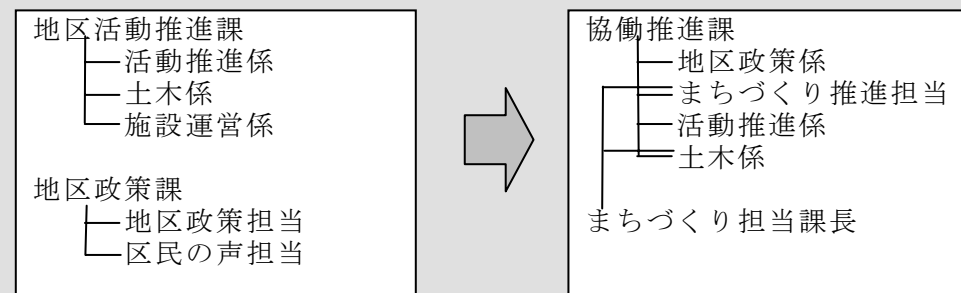


②まちづくり担当課長の設置

総合支所における地域事業の定着、地域ごとに取り組んでいる各種事業やまちづくりの推進を担います。担当課長は、協働推進課との緊密な連携を保ちつつ、まちづくり推進担当及び土木係を指揮監督します。

再編整備の趣旨

- ・まちづくり推進担当を指揮し、地区政策係との連携を図りながら総合支所独自の地域事業等のより一層の推進を目指します。
- ・協働推進課の円滑な業務運営（業務スパンの適正化）を担保するとともに、担当課長に技術職を配置することも視野に入れ、土木係に所属する技術職との連携を円滑にし、総合支所の街づくり機能の充実を目指します。

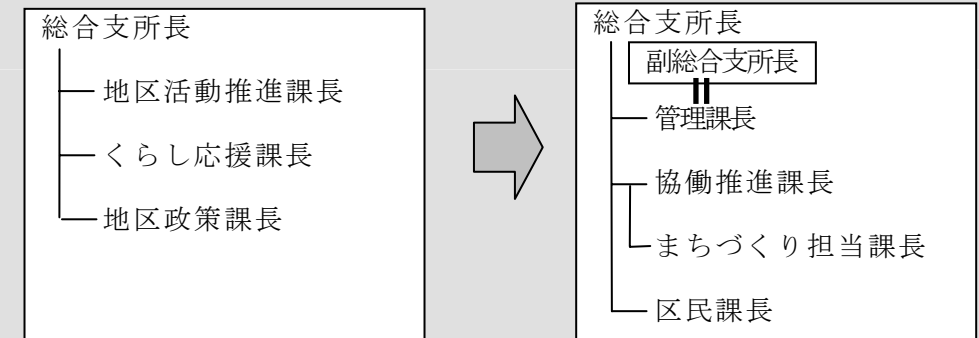


③副総合支所長の設置

総合支所長を補佐し、及び代理する役割を担います、なお、副総合支所長は、管理課長を兼ねるものとします。

再編整備の趣旨

- ・支援部長を兼務している総合支所長の役割を補完し、総合支所内部の執行体制を強化します。



④管理課の設置

総合支所内の庶務、施設計画、広聴等を担うとともに、保育園など区内の各施設を所管します。課内の組織は、「調整係」及び「施設運営係」の2係とします。

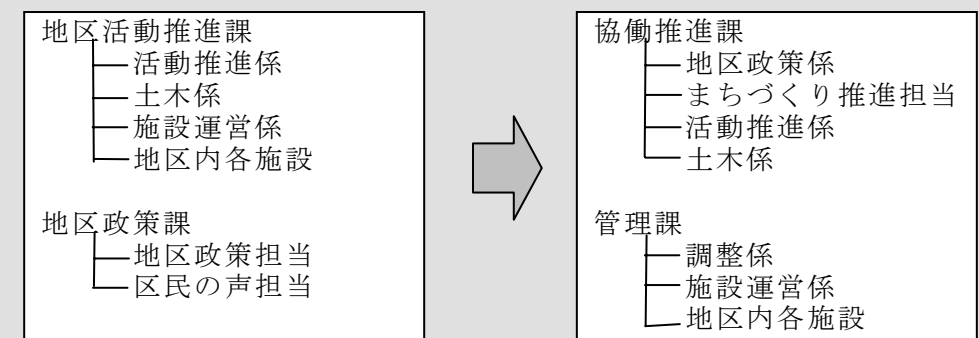
再編整備の趣旨

【調整係の新設】

- ・3課に共通する庶務事務を一元化し、調整係において一括処理することにより、総合支所業務の効率化を図ります。
- ・現行の区民の声担当が担っている広聴機能については、情報公開等の事務と併せて管理課で担うことにより、総合支所全体の施策へ反映させることを目指します。

【施設運営係及び区内各施設の位置付け】

- ・現行の地区活動推進課に属する施設運営係については、総合支所全体の管理調整機能を担う管理課に属させることにより、施設計画、施設の維持管理、事業運営などにおいて、総合的な連携を図ります。



⑤くらし応援課の名称変更

くらし応援課から名称変更した区民課では、住民票などの手続、福祉サービスの申請や相談などを担います、課内の組織は、「窓口サービス係」「保健福祉係」及び「生活福祉係」の3係とします。なお、芝地区総合支所区民課については、「窓口調整係」「相談担当」「戸籍係」及び「外国人登録係」を設置し、他の総合支所に対する支援部機能を強化します。

再編整備の趣旨

【課名称の変更】

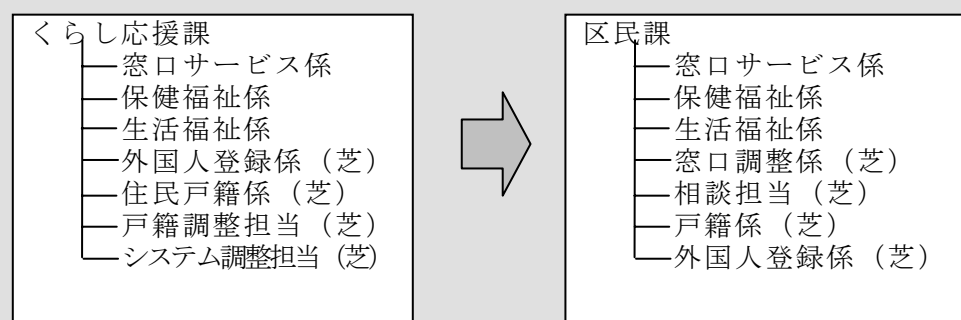
- ・ 現行の「くらし応援課」については、区民から見た分かりやすさの観点から再考し、「区民課」へ名称を変更します。

【現行体制等の維持】

- ・ 課名称の変更は行いますが、現行のくらし応援課の課内体制及び機能については、これを維持します。

【支援部機能として芝地区総合支所区民課に置く係等】

- ・ 芝地区総合支所区民課が果たす他の総合支所に対する支援部機能を強化するため、現行の係及び担当を再編整理します。

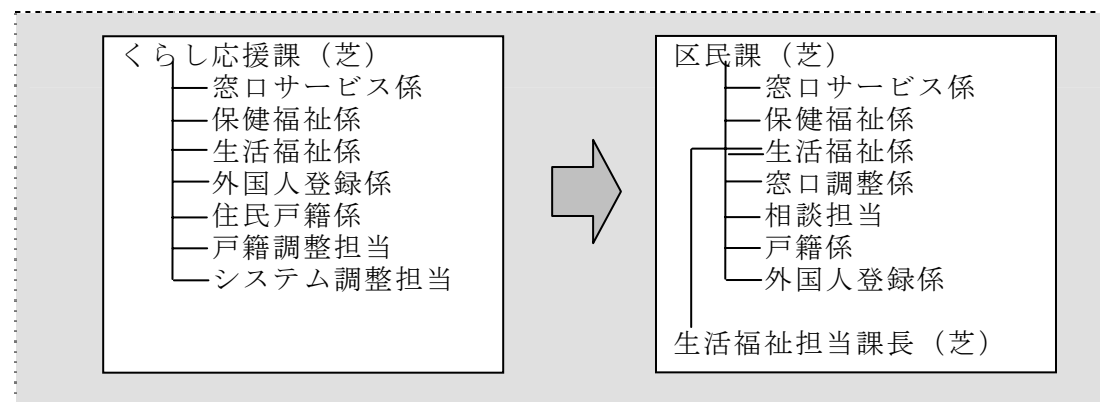


⑥その他〔芝地区総合支所生活福祉担当課長の設置〕

保健福祉支援部に新設する（仮称）生活福祉調整担当課長が芝地区総合支所に新設する生活福祉担当課長を兼務し、同地区における生活相談等を担います。

再編整備の趣旨

- ・ 担当課長は、芝地区における生活相談等を担うとともに、保健福祉支援部の担当課長として区全体の生活保護行政の調整等に当たります。
- ・ 担当課長が芝地区における生活相談等を担うことにより、他の総合支所に対する支援部機能が付加されている芝地区総合支所区民課の円滑な業務運営（業務スパンの適正化）の一助とします。



(2) 支援部内組織の調整（平成21年4月）

ア（仮称）生活福祉調整担当課長の設置

保健福祉支援部に担当課長を新設し、区全体の生活保護業務等の支援・調整を担います。なお、この担当課長は、芝地区総合支所に新設する生活福祉担当課長を兼務するものとします。

イ 支援部機能の充実・強化

平成21年4月の総合支所内組織の再編整備に伴い、支援部側の機能を充実・強化させるため、支援部内組織の調整を行います。

主な調整内容

- ・ 障害者福祉に関する調整担当組織を新設
- ・ 総合支所の保健師と保健所の保健師との調整担当組織の充実強化
- ・ 母子・女性相談における専門的支援体制の強化
- ・ 街づくり相談における専門的支援体制の強化
- ・ 公害指導業務における専門的支援体制の強化

ウ 簡素で効率的な執行体制

支援部については、その執行体制の更なる簡素化、効率化に努め、管理職員を初めとした人員増を招かないよう配慮します。

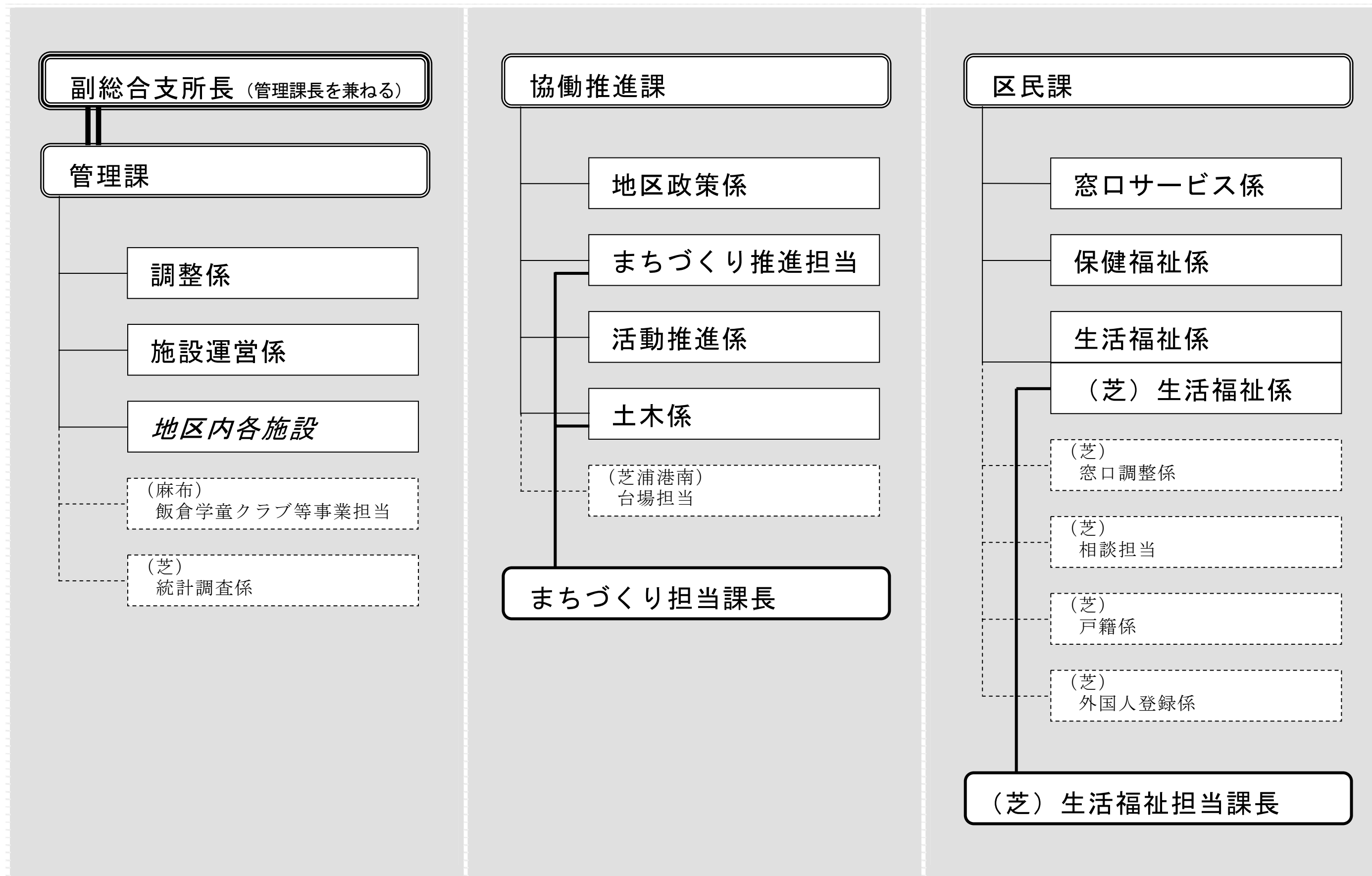
(3) 支援部等の再編整備（平成22年4月）

支援部等の再編整備については、基本計画における分野別計画等に合わせた執行体制に再編するものとし、その実施時期は、平成22年4月とします。なお、具体的な部等の編成内容については、今後検討を進め、平成21年第3回港区議会定例会での上程を目途として、組織条例（港区総合支所及び部の設置等に関する条例）等の改正案を取りまとめます。

5 今後の取組

今後は、平成21年4月及び平成22年4月の具体化に向け、この充実策に基づいた処務規程等の整備など、各部門において必要な準備作業に取り組むものとします。

平成21年4月の総合支所内組織



平成21年4月の各係等が担う事務事業等

管理課

◆調整係

総合支所の予算及び決算、総合支所の調整及び管理運営、職員の服務及び福利厚生、職員の研修及び育成、文書類の收受・配布・発送及び保存、庁内管理及び庁舎の維持管理〔※〕、区民センター〔※〕、台場コミュニティプラザの維持管理〔#〕、人権問題、同和問題、情報公開、自己情報開示等請求に係る相談、区政資料の収集及び提供〔※〕、区が発行する有償刊行物の販売〔※〕、区民の意見・要望・陳情等、区民の声を広く聴くための事業の実施、総合支所間の連絡調整〔☆〕、総合支所協議会の運営〔☆〕、総合支所内他の課及び課内他の係等に属しないこと

◆施設運営係

区立保育園・児童館・子ども中高生プラザ・福祉会館・健康福祉館等の施設計画、区立保育園の管理及び運営、児童館及び子ども中高生プラザの管理及び運営、学童保育及び放課後児童育成事業の運営、福祉会館・敬老館及び健康福祉館の管理及び運営、芝浦アイランド児童高齢者交流プラザ及び芝浦アイランドこども園の管理及び運営〔#〕、区立施設の防犯カメラ

◆（麻布）飯倉学童クラブ等事業担当

飯倉学童クラブ等の事業運営

◆（芝）統計調査係

統計調査の企画・集計及び製表、統計資料の収集・整理及び保存、統計法に基づく指定統計、その他統計調査

協働推進課

◆地区政策係

地区の政策形成、区民及び特定非営利活動団体等との協働推進、区民参画の推進、地域文化の推進、地域情報の発信、地区教育会議の運営、地域事業の総合調整、区民交通傷害保険、区民葬儀及び地域葬儀支援事業、商店街組織の育成指導、火災等の見舞金品等、区民向け住宅の入居相談、課内他の係等の属しないこと

◆まちづくり推進担当

地域事業の推進、住民参加の街づくりの相談及び調整、交通対策の相談、特定地区の開発の調整、道路の通称名、樹木等の保護及び育成、緑化の普及及び啓発

◆活動推進係

地域振興、地域自治活動組織の育成、地域振興活動に必要な情報の収集及び提供、社会を明るくする運動、老人クラブの指導及び助成、防災知識の普及啓発、防災住民組織の育成、地域防災訓練、防災施設の整備に係る調整及び連絡、消防団、生活安全活動推進協議会、生活安全活動等の支援、防犯協会、生活安全活動に要する経費の補助、町会等に対する土木施設の占用許可及び使用許可、土木施設内の放置物件及び屋外広告物の簡易除却、自転車置場の管理、自転車等駐車場の利用促進、放置自転車対策、道路美化協力員の活動、環境美化の推進、環境の普及啓発、環境及び公害の苦情処理及び相談、廃棄物処理の相談及び手数料、あき地の管理の適正化、ごみの減量・再利用及び再生利用の調査・普及啓発及び支援、清掃協力会、青少年対策地区委員会、動物の愛護及び管理等

◆土木係

土木施設の維持管理、土木施設の清掃、水防作業及び除雪作業、道路上のへい死犬猫、道路の維持に係る受託工事、直営による災害復旧及び防災工事、私道整備の助成及び工事、防犯灯の補助、街づくり相談等に係る支援

◆（芝浦港南）台場担当

協働推進課各係等が行う事務事業の台場地域における連絡調整、台場地域における住民要望の調整、台場コミュニティプラザの維持管理に係る連絡調整

区民課

◆窓口サービス係

住民基本台帳に係る届出の受付・証明等、住民基本台帳の閲覧、印鑑登録に係る届出の受付及び証明、公的個人認証、戸籍に係る証明等、総合支所の分掌する前各号の事務の取りまとめ〔☆〕、外国人登録原票記載事項の証明〔※〕、戸籍に係る届出の受付及び相談〔※〕、戸籍届出に係る証明等〔※〕、住民基本台帳法による通知〔☆〕、住居表示の実施及び町名等の変更に伴う証明〔※〕、特別区民税（個人都民税を含む。）及び軽自動車税の収納並びに納税及び課税の証明〔※〕、自動車臨時運行許可〔※〕、原動機付自転車等の登録及び廃車〔※〕、国民健康保険の資格の得喪・被保険者証の交付・保険料の収納並びに出産育児一時金及び葬祭費の支給〔※〕、介護保険の被保険者証の交付・諸届の受付及び保険料の収納〔※〕、国民年金の資格の得喪及び諸届の受付〔※〕、国民年金の保険料の免除並びに未支給年金及び死亡一時金の請求〔※〕、老人保健医療の諸届の受付〔※〕、後期高齢者医療の被保険者証の引渡し・諸届の受付・保険料の収納及び葬祭費の申請受付〔※〕、東京都心身障害者医療助成制度による医療証の交付及び諸届の受付〔※〕、転入学通知書の交付、埋火葬及び改葬の許可〔※〕、区民葬儀券の交付〔※〕、課内他の係等に属しないこと〔※〕

◆保健福祉係

高齢者・障害者・ひとり親家庭及び女性のサービス受付及び相談、児童・ひとり親家庭及び障害者に係る各種手当、養護老人ホームの入所措置等、寿商品券等及び敬老事業、高齢者及び障害者の住宅、介護保険の要介護及び要支援の認定の申請の受付、子ども・ひとり親家庭及び特殊疾病者に係る医療費助成、出産費用の助成、育成医療・療育給付・養育医療及び小児慢性疾患医療費助成の申請の受付、母子福祉資金及び女性福祉資金の貸付、ひとり親家庭及び女性の緊急一時保護、配偶者からの暴力に係る相談、認可保育園の入所、一時保育、成年後見審判の区長申立事業、障害者の介護給付・訓練等給付・自立支援医療・補装具及び地域生活支援事業、身体障害者手帳・愛の手帳及び精神障害者保健福祉手帳の受付・交付等、区民の健康診査等の受付、地区保健活動、一般健康相談、母子及び乳幼児の健康相談、精神保健相談、狂犬病予防等、母子健康手帳の交付、母子栄養食品の支給、民生委員・児童委員

◆生活福祉係

生活相談、被保護世帯の法外援護、被保護世帯に係る無料入浴券の支給、被保護世帯に係る都営交通無料乗車券の交付、被保護世帯に係るごみ袋の交付、療養資金の相談及び貸付、旧軍人及び戦没者の遺族等の援護に係る相談及び申請書等の受付、路上生活者に対する援護及び自立支援事業等の実施〔☆〕

◆（芝）窓口調整係

住民基本台帳事務及び印鑑登録事務の計画及び調整、証明書自動交付機、住民基本台帳システム、住民基本台帳ネットワークシステム、印鑑登録システム、戸籍システム、住居表示、住居表示の実施及び町名等の変更に伴う証明、総合支所の分掌する前号の事務の取りまとめ、住民基本台帳及び戸籍事務並びに印鑑登録事務の統計、住民基本台帳に係る証明及び戸籍に係る証明の郵送請求、課内他の係等に属しないこと

◆（芝）相談担当

特別区民税（個人都民税を含む。）及び軽自動車税の収納並びに納税及び課税の証明、自動車臨時運行許可、原動機付自転車等の登録及び廃車、国民健康保険の資格の得喪・被保険者証の交付・保険料の収納並びに出産育児一時金及び葬祭費の支給、介護保険の被保険者証の交付・諸届の受付及び保険料の収納、国民年金の資格の得喪及び諸届の受付、国民年金の保険料の免除並びに未支給年金及び死亡一時金の請求、老人保健医療の諸届の受付、後期高齢者医療の被保険者証の引渡し・諸届の受付・保険料の収納及び葬祭費の申請受付、東京都心身障害者医療助成制度による医療証の交付及び諸届の受付、総合支所の分掌する前各号の事務の取りまとめ

◆（芝）戸籍係

戸籍に係る届出の受付及び相談、戸籍届出に係る証明等、埋火葬及び改葬の許可、総合支所の分掌する前三号の事務の取りまとめ、戸籍台帳及び諸届書の管理、戸籍事務の計画及び連絡調整、戸籍事務に係る法令等の周知及び戸籍の研修計画、戸籍の附票の記載、人口動態調査、相続税法による通知、民事刑事事項名簿、区民葬儀券の交付

◆（芝）外国人登録係

外国人登録原票記載事項の証明、総合支所の分掌する前号の事務の取りまとめ、外国人の登録、外国人の登録事項変更、外国人登録原票の管理、外国人登録の閉鎖

記載した事務事業等については、今後、総合支所処務規程の改正手続により文言等を確定させます。

なお、文中の〔 〕の印については、以下のとおり。

※・・・芝地区総合支所を除く。

☆・・・芝地区総合支所に限る。

#・・・芝浦港南地区総合支所に限る。

平成21年4月 総合支所の組織図

総合支所	課等	係等
芝地区総合支所	副総合支所長	
	管理課	調整係、施設運営係、統計調査係 芝保育園、芝公園保育園、新橋児童館、芝公園児童館、芝公園福祉会館、三田福祉会館、新橋福祉会館
	協働推進課	地区政策係、まちづくり推進担当、活動推進係、土木係
	まちづくり担当課長	
	区民課	窓口サービス係、保健福祉係、生活福祉係、窓口調整係、相談担当、戸籍係、外国人登録係
	生活福祉担当課長	
麻布地区総合支所	副総合支所長	
	管理課	調整係、施設運営係、飯倉学童クラブ等事業担当 飯倉保育園、本村保育園、南麻布保育園、西麻布保育園、麻布保育園、西麻布児童館、南麻布福祉会館、本村福祉会館、麻布福祉会館、西麻布福祉会館、飯倉福祉会館
	協働推進課	地区政策係、まちづくり推進担当、活動推進係、土木係
	まちづくり担当課長	
	区民課	窓口サービス係、保健福祉係、生活福祉係
赤坂地区総合支所	副総合支所長	
	管理課	調整係、施設運営係 赤坂保育園、南青山保育園、青山保育園、青山児童館、青山福祉会館、赤坂福祉会館、青南福祉会館
	協働推進課	地区政策係、まちづくり推進担当、活動推進係、土木係
	まちづくり担当課長	
	区民課	窓口サービス係、保健福祉係、生活福祉係
高輪地区総合支所	副総合支所長	
	管理課	調整係、施設運営係 高輪保育園、志田町保育園、白金保育園、豊岡児童館、高輪児童館、朝日児童館、白金台児童館、白金台福祉会館、豊岡福祉会館、高輪福祉会館、白金福祉会館
	協働推進課	地区政策係、まちづくり推進担当、活動推進係、土木係
	まちづくり担当課長	
	区民課	窓口サービス係、保健福祉係、生活福祉係
芝浦港南地区総合支所	副総合支所長	
	管理課	調整係、施設運営係 こうなん保育園、台場保育園、台場児童館
	協働推進課	地区政策係、まちづくり推進担当、活動推進係、土木係、台場担当
	まちづくり担当課長	
	区民課	窓口サービス係、保健福祉係、生活福祉係

総合支所内組織の再編整備の概要

平成18年4月 区役所改革スタート

これまでの
成果・効果

区民と職員が顔の見える関係となり、区民は暮らしの相談を身近な総合支所に持ち掛けやすくなりました。また、課題解決に向けた地区の活動も活発化し、区民と行政との協働も進んでいます。更には防犯、環境など多くの分野で地区ならではの多彩な活動も展開されています。

更に充実させます！

再編整備の趣旨

ポイント

★その1

政策立案分野と協働支援分野との連携及び地域における課題解決機能のより一層の充実・強化を図ります。

★その2

総合支所に新たに担当課長を置き、地域事業の定着を図るほか、地域ごとに取り組んでいる各種事業やまちづくりの推進を図ります。

★その3

総合支所内の管理調整機能を担う課を明確にし、当該課長を副総合支所長に位置付け、総合支所の体制強化を図ります。

組織名称は区民から見た分かりやすさを第一義

主要内容

①協働推進課を設置します

迅速な課題対応機能と政策立案機能との有機的連携の強化

②まちづくり担当課長を設置します

総合支所独自事業の定着を図るほか、地域ごとに取り組んでいる各種事業やまちづくりの推進

③副総合支所長を設置します

支援部長を兼務している総合支所長の役割を補完し、総合支所内部の執行体制を強化

④管理課を設置します

広聴機能、施設の計画や運営管理を担うとともに、総合支所全体の取りまとめ機能を強化

⑤くらし応援課の名称を区民課に変更します

現行の課内体制及び機能は維持し、課名称について分かりやすさの観点から再考

平成21年4月～

総合支所長

総合支所長を補佐

副総合支所長（管理課長を兼務）

管理課

調整係

施設運営係

地区内各施設

総合支所の機能を総合的に発揮できるよう必要な調整を行います。

協働推進課

地区政策係

まちづくり推進担当

活動推進係

土木係

まちづくり担当課長

区民意見や要望を踏まえた地区内の政策の立案と地区における区民協働や町会等への支援を行います。

区民課

窓口サービス係

保健福祉係

生活福祉係

区民一人ひとりの暮らしにあわせてサービスを提供します。

総合支所長

地区活動推進課

活動推進係

土木係

施設運営係

地区内各施設

地区における区民協働や町会等への支援を行います。

くらし応援課

窓口サービス係

保健福祉係

生活福祉係

区民一人ひとりの暮らしにあわせてサービスを提供します。

地区政策課

地区政策担当

区民の声担当

地区内の区民意見や要望を踏まえた地区内の政策の立案や庶務を担当します。

※上記のほか、次の組織が設置されています。

- ・芝地区総合支所くらし応援課⇒外国人登録係、住民戸籍係、戸籍調整担当、システム調整担当
- ・芝地区総合支所地区政策課⇒統計調査係
- ・麻布地区総合支所地区活動推進課⇒飯倉学童クラブ等事業担当

※上記のほか、次の組織を設置します。

- ・芝地区総合支所⇒生活福祉担当課長
- ・芝地区総合支所管理課⇒統計調査係
- ・芝地区総合支所区民課⇒窓口調整係、相談担当、戸籍係、外国人登録係
- ・麻布地区総合支所管理課⇒飯倉学童クラブ等事業担当
- ・芝浦港南地区総合支所協働推進課⇒会場担当